大阪市の図書館

中央図書館　TEL 06-6539-3302(調査相談)

200万冊を超える図書と豊富な雑誌・新聞があり、大阪市立図書館のセンターとして、専門職の司書が調べもののお手伝いをします。

開 月～金(第1･3木曜日は休館)　9:15～20:30
　土･日曜日、祝･休日　9:15～17:00

休 ●第1･3木曜日(祝・休日は開館)●年末年始●蔵書点検期間

地域図書館

身近な本棚として各区に一館あり、6～10万冊を所蔵。基本的な調べもの用の本がそろい、専門職の司書が中央図書館と連携して調べもののお手伝いにあたります。

開 火～金(第3木曜日は休館)　10:00～19:00
　土･日曜日、祝･休日、7/21-8/31の月曜日　10:00～17:00

休 ●月曜日・第3木曜日(祝・休日は開館) 7/21-8/31の月曜日は開館
●年末年始●蔵書点検期間

	TEL		TEL
北図書館	06-6375-0410	東成図書館	06-6972-0727
都島図書館	06-6354-3229	生野図書館	06-6717-2381
福島図書館	06-6468-2336	旭図書館	06-6955-0307
此花図書館	06-6463-3463	城東図書館	06-6933-0350
島之内図書館	06-6211-3645	鶴見図書館	06-6913-0772
港図書館	06-6576-2346	阿倍野図書館	06-6656-1009
大正図書館	06-6552-1116	住之江図書館	06-6683-2788
天王寺図書館	06-6771-2840	住吉図書館	06-6606-4946
浪速図書館	06-6632-4946	東住吉図書館	06-6699-7000
西淀川図書館	06-6474-7900	平野図書館	06-6793-0881
淀川図書館	06-6305-2346	西成図書館	06-6659-2346
東淀川図書館	06-6323-5476		



大阪市立図書館　調べかたガイドシリーズ

1　図書館で調べもの～調査相談(レファレンス)サービスのごあんない～
2　新聞記事の調べかた
3　地価
4　教科書
5　官報
6　規格･特許
7　著作権関連の調べかた
8　写真のさがしかた
9　翻訳図書のさがしかた
10 雑誌記事のさがしかた
11 医療情報の調べかた
12.13 判例　基本編.応用編
14 楽譜･音楽情報の調べかた
15 美術作品、画家等の調べかた
16 地図の調べかた
17.18 法令　基本編.応用編
19.20.21 外国語資料の調べかた 1.2.3
22 和歌・俳句のさがしかた
23 映像資料
24 雑誌記事･論文を入手するには
25 人物
26 動物･植物
27 会社情報
28.29 統計　基本編.応用編
30 漢詩のさがしかた

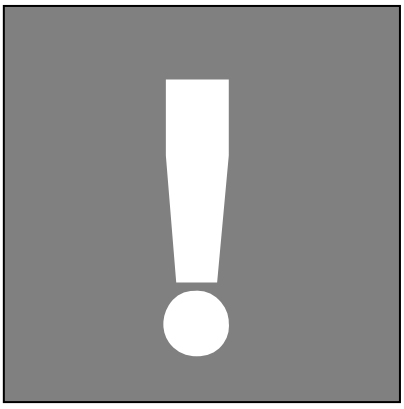
最新の内容は Web でもご覧いただけます
http://www.oml.city.osaka.lg.jp

著作権関連の調べかた

著作権とは
著作権者の調べかた
著作権者が特定できないとき
著作権の消滅した当館所蔵資料の利用手続







大阪市立中央図書館

〒550-0014　大阪市西区北堀江 4-3-2
TEL 06-6539-3300(インフォメーション)
06-6539-3302(調査相談)
http://www.oml.city.osaka.lg.jp



大阪市立図書館は知識創造型図書館を目指します

大阪市立図書館 調べかたガイド 7

著作権関連の調べかた

Ver.3.5 2016.3.17

著作権とは

「著作者が自分の創造した著作物を独占的に利用できる権利」
(『日本国語大辞典』より)

本・論文・雑誌記事などの著作物は、著作権法という法律で保護されています。発表された著作物を複製するときは、権利者の了解を得る必要があります。

著作権の存続期間は、おおむね

個人の著作物の場合＝著作者の死後50年間

団体名義の著作物の場合＝公表後50年間

とされています(著作権法 第四節「保護期間」)。

著作権が消滅した著作物は、著作者の了解を得ずに利用することができます。

図書館と著作権

著作権法第31条の1により、図書館では公表された著作物の一部分の複製物を一人につき一部提供することを認められています。

資料を複写したい場合は「資料複写申込書」に所定の事項を記入し提出したうえで、複写機をご利用ください。

資料の写真撮影についても、「複写申込書」が必要です。

著作物の利用について

複写した著作物を他の印刷物に掲載したり、放送・Web掲載などで使用するときは、事前に著作者・著作権者(遺族等)の許諾を得なければなりません。

以下では、著作権者の調べかたなどについてご案内します。

著作権者(個人)の調べかた

『著作権台帳・文化人名録』(第 26 版※)

故人の場合、著作権を継承・相続している遺族等の連絡先が掲載されています。

※2001 年刊行の 26 版で、刊行が停止しています。

ID 0010169484 中央 3 階相談カウンターでおたずねください。

『文芸年鑑』(年刊)

「著作権継承者名簿」が収録されています。

ID 0111892815 中央 最新2年分は 3 階調査研究コーナーです。

著者の没年を調べるには(国立国会図書館リサーチ・ナビ)

http://rnavi.ndl.go.jp/research_guide/entry/theme-honbun-100009.php

図書資料や著作権関連サイトの案内など、著作権者を調べるための有用な資料を紹介しています。

NDL-OPAC(国立国会図書館蔵書検索・申込システム)

https://ndlopac.ndl.go.jp/

国立国会図書館の蔵書検索ができます。生年・没年が判明している場合は、検索結果で表示される「個人著者標目」の欄に、西暦で表示されます。

日本音楽著作権協会(JASRAC) http://www.jasrac.or.jp/

「J-WID 作品検索」のメニューで、楽曲の著作権者について調べることができます。

その他の方法

新聞の死亡記事や人名事典、雑誌記事などで、著作者の没年を確認する方法も有効です。

著作権者が特定できないとき

著作権者不明等の場合の裁定制度 (文化庁)

http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chosakukensha_fumei/

充分に調べをつくしたが、表示されている著作者の没年が特定できない、著作者が表示されていないので分からない、という場合は、「著作権者不明等の場合の裁定制度」を利用します。文化庁長官が、著作権者にかわって、著作物の利用の許諾をおこなう制度です。

著作権の消滅した当館所蔵資料の利用手続

著作権の消滅した当館所蔵資料を、他の出版物等に使用する場合は、「資料翻刻許可申請書」を当館にご提出ください。

たとえば‥ ◎古地図や錦絵を出版物に使いたい。

◎古文書を活字になおして発表したい。

◎昔の写真を自分のWebサイトに載せたい。

(ただし、著作権法第32条の「引用」の条件を満たす場合は手続きは不要です。また、著作権がある著作物については、直接著作権者に許諾を得てください。)

中央 3階相談カウンターへおたずねください。

地域館 各館相談カウンターへおたずねください。

大阪市立図書館デジタルアーカイブ

http://image.oml.city.osaka.lg.jp/archive/

デジタルアーカイブに収録されている古文書・写真・絵はがき等の画像データを印刷物に掲載されたいなどの場合は、中央図書館の調査相談までお問い合わせください。

WEB トップページ>「デジタルアーカイブ」

中央 3階相談カウンター または 電話 06-6539-3302

ここで紹介したWebサイトのアドレスは、当館ホームページにリンクがあります。館内では利用者用検索端末「多機能 OMLIS」で閲覧できます。

WEB トップページ>「調べる・相談する」>「調べものお役立ちリンク集」

中央 中央図書館

地域館 地域図書館(各区の大阪市立図書館)

WEB 当館ホームページ http://www.oml.city.osaka.lg.jp

ID 大阪市立図書館の「書誌ID」(お問い合わせの際にお伝えください)